



SuMi TRUST 年金ニュース

(平成30年4月24日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金】

非継続基準抵触時の特例掛金の算出方法の一部改正 に係るパブリックコメント手続きの開始

平成30年4月23日、非継続基準抵触に伴う特例掛金（積立比率方式）の算出方法の一部改正に係るパブリックコメント手続きが開始され、5月23日までの間、意見募集が行われております。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180011&Mode=0>

I. 改正の経緯

平成30年4月20日の第20回社会保障審議会企業年金部会において、確定給付企業年金制度において積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に事業主が拠出する特例掛金の拠出方法について議論されました。これを踏まえて、厚生労働省が確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案を作成し、意見募集を実施するものです。

II. 改正の概要

改正案のイメージは以下のとおりです。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000173448>

改正案のイメージは[平成30年4月20日付 SuMiTRUST 年金ニュース](#)内の「(2) 確定給付企業年金の積立基準について」にてご案内した積立比率方式の改正案イメージと同じです。

改正内容の詳細については、本ニュース冒頭のリンク先をご参照ください。

III. 施行期日

公布の日から施行予定です。なお、平成31年3月末以前に終了する事業年度の決算においては改正前の方法も可能となる予定です。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595